【特記仕様書】記載例

|  |
| --- |
| 第○○条　UAV等を用いた公共測量業務についてUAV等を用いた公共測量を行う場合には、以下に示す内容によるものとする。※【以下、発注前にBIM/CIMモデルの活用する場合に記載する】受注者は、測量作業において、契約後、業務計画書の提出までを標準として調査員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてUAV等を用いた公共測量を実施できる。なお、測量機器の選択に伴う費用については、標準歩掛等による他、発注者との協議により、設計変更の対象とする。１．受注者は、作業規程の準則（国土交通省）、「UAV搭載型レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル（案）（国土地理院）」等の国要領に基づき電子成果品を提出する。２．受注者は、電子納品要領に基づき、測量細区分「その他の地形測量及び写真測量」の測量成果として、3次元点群データファイル等を納品する。３．受注者は、【UAV等の機器名】の機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、共通仕様書第129条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。４．受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）（国土地理院）」に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。※【以下、現地測量の成果を求める場合に記載】５．受注者は、【「作業方法名」等】に基づき数値地形図データファイルを納品する。※【以下、路線測量、河川測量の成果を求める場合に記載】６．受注者は路線測量又は河川測量の測量成果として、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）」（国士地理院）に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。※【以下、空中写真測量を実施する場合に記載】７．受注者は、空中写真測量により、三次元点群測量を行う場合、国土交通省公共測量作業規程第4編第3章「UAV写真点群測量」により実施することを原則とする。ただし、必要な地上画素寸法について過度に細分化されないよう留意して実施すること。実施にあたっては必要な作業計画を立案し、国土地理院への申請を行うとともに、発注者と協議によって実施方法等を決定すること。※【以下、航空レーザ測量およびUAVレーザ測量を実施する場合に記載】８．受注者は「オリジナルデータ」「グラウンドデータ」「グリッドデータ」を納品するものとし、発注者と協議により必要に応じて「等高線データ」「数値地形図データ」を納品する。※【以下、車載レーザ測量を実施する場合に記載】９．受注者は「数値地形図データファイル」「三次元点群データ」を納品する。※【以下、全てに記載】１０．受注者は、歩掛実態調査に協力すること。１１．測量業務共通仕様書に基づき、受注者は発注者が行う測量法の公共測量に関する諸手続きに協力すること。 |